

令和2年4月10日

会員塾 各位

一般社団法人 富山県教育ネットワーク
理事長 織田 光

新型コロナウイルス感染症に伴う会員塾の対応について

日頃より当社団の活動にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、富山県内においても先月末以来、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、不安が広がっていることと存じます。当社団の会員塾においては、県内の小中学校や高等学校の休校等の処置に鑑み、授業への参加の可否の判断の指針を下記のとおりといたします。刻一刻と変化する状況のもと、地域によっても判断が異なることもあるかとは存じますが、生徒および保護者の皆様の信頼と期待に応えることを第一義とするとともに、生徒およびその家族、貴塾の講師の方々の安心安全を確保すべく、学習塾で起こりやすい「密閉」「密集」「密接」の3つの「密」が発生しないよう、また、手指や机椅子等の消毒、マスク着用、換気の実施、授業形態への配慮等、最大限の配慮をお願いいたします。なお、今後とも新たな感染の発生も予測されることから、貴塾の通塾地域の状況をよく考慮していただくとともに、行政からの指示・指導があればそれに従うことは申し上げるまでもありません。授業継続の可否については、会員各塾において良識と責任あるご判断をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

塾生および講師の状況	授業停止等の処置について
① 塾生本人または講師本人が感染者となった場合	当該教場は、感染判明の日から14日間の全授業臨時休講の処置をお願いします。
② 塾生本人または講師本人が濃厚接触者となった場合	該当者は、濃厚接触者となったことがわかった日から14日間の来塾停止の処置をお願いします。
③ 塾生または講師の家族が濃厚接触者となった場合	該当者は、家族が濃厚接触者となったことがわかった日から14日間の来塾停止の処置をお願いします。 ※同居家族に感染が判明した場合は、さらにその日から14日間の来塾停止とします。
④ 塾生本人または講師本人に発熱等の症状がみられる場合	該当者は来塾せず、自宅で休養していただいでください。
⑤ 保護者の判断により塾生を欠席させる場合	症状がなく感染が疑われる場合ではなくとも保護者の判断で通塾を控えられる場合は、その期間について事前に保護者から塾へ連絡をいただきます。
上記①～⑤に該当する場合	可能な限り早く塾へも連絡していただくよう周知するとともに必要な処置をお願いします。

以上